令和5年度

雇用関係助成金

個別相談会



対象助成金

- ◆65歳超雇用推進助成金
- ◆障害者雇用納付金制度に基づく助成金
- ◆特定求職者雇用開発助成金
- ◆キャリアアップ助成金
- ◆人材開発支援助成金

日時	場所
10月19日(木) 10:00~15:00	ハローワーク上田 2階会議室
10月27日(金) 10:00~15:00	ハローワーク松本 2階会議室
10月31日(火) 10:00~15:00	ポリテクセンター長野
11月15日(水) 10:00~15:00	ハローワーク飯田 1階会議室

- ・申込みがない会場については開催を中止することがございます。
- ・予約制となります。順番がございますので、時間厳守でお越し下さい。

裏面申込書を郵送、またはEメールによりお申込みください。

お問合わせ

主催:独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構長野支部 〒381-0043 長野市吉田4-25-12 ポリテクセンター長野 内

高齢・障害者業務課 島津

TEL: 026-258-6001 FAX: 026-243-2077 HP: https://www.jeed.go.jp/location/shibu/nagano/ ※ 申込書はHPよりダウンロードも可能です。

E-mail: nagano-kosyo@jeed.go.jp

共催:長野労働局・各ハローワーク

雇用関係助成金個別相談会 参加申込書

※ 参加申込書は当機構長野支部ホームページからダウンロードも可能です。

▶貴社名

▶ T E L

▶参加者氏名

▶希望日時

月 日()

分 頃

※申込状況により時間調整をさせていた だくことがあります。

▶希望会場 ・ハローワーク【

】/・ポリテクセンター長野

▶相談希望助成金 **希望助成金 (コース) に「レ」印 (▼) をお願いします。**

喆

65歳超雇用推進助成金

65歳以上への定年引上げ等や高年齢者の雇用管理改善、高年齢の 有期契約労働者を無期雇用に転換した事業主に対して助成します。

□ 65歳超継続雇用促進コース

65歳以上への定年の引上げ等をする場合

□ 高年齢者評価制度等雇用管理改善コース

高年齢者の雇用管理制度の整備等に係る措置を実施する場合

□ 高年齢者無期雇用転換コース

50歳以上で定年年齢未満の有期契約労働者を無期雇用労働者への転換を実施する場合

特定求職者雇用開発助成金

特に困難な方をハローワークまたは民間の職業紹介業者等の紹介により、継続して雇用する労働者等として雇い入れる事業主に対して助成します。

□ 特定就職困難者コース

高年齢者・障害者・母子家庭の母などの就職困難者を雇い入れ る場合

□ 発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース 発達障害者・難治性疾患患者を雇い入れる場合

□ 就職氷河期世代安定雇用実現コース

いわゆる就職氷河期に就職の機会を逃したこと等により、十分 なキャリア形成がなされず、正規雇用に就くことが困難な者を雇 い入れる場合

□ 生活保護受給者等雇用開発コース

自治体からハローワークに就労支援要請があった生活保護受給 者等を雇い入れる場合

□ 成長分野人材確保・育成コース

特定求職者雇用開発助成金の対象労働者を成長分野等の業務 に従事する者として雇い入れる場合

人材開発支援助成金

労働者の職業生活設計の全期間を通じて段階的かつ体系的な職業能力開発を促進するため、雇用する労働者に対して職務に関連した専門的な知識および技能の習得をさせるための職業訓練などを計画に沿って実施した場合に訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等を助成します。

□ 人材育成支援コース

職務に関連した知識・技能を習得させるための訓練や有期契約 労働者等に対し正規雇用労働者等に転換をするための訓練を実施した場合

□ 教育訓練休暇等付与コース

有給教育訓練休暇制度を導入し、労働者がその休暇を取得して 訓練を受けた場合

□ 人への投資促進コース

デジタル人材・高度人材を育成する訓練、労働者が自発的に行う 訓練、定額制訓練等を実施した場合

□ 事業展開等リスキリング支援コース

事業展開等に伴い新たな分野で必要となる知識や技能を習得させるための訓練を実施した場合

障害者雇用納付金制度に基づく助成金

障害者雇用にあたり、施設・設備の整備等や適切な雇用管理を図るための特別な措置を行わなければ、障害者の新規雇い入れや 雇用の継続が困難であると認められる場合に事業主等に対して 助成します。

□ 障害者作業施設設置等助成金

障害者の障害特性による就労上の課題を克服するための作業 施設等の設置・整備を行う場合

□ 障害者福祉施設設置等助成金

継続して雇用する障害者のために、福利厚生施設の設置・整備 等を行う場合

□ 障害者介助等助成金(介助者·職場支援員等配置)

障害者の障害特性に応じた適切な雇用管理に必要な介助者等の配置・委嘱の措置を行う場合

障害者の職場定着を図るため職場支援員を配置する場合

□ 障害者介助等助成金(職場復帰支援)

職場復帰のために必要な職場適応措置を行い、中途障害者等 を職場復帰させる場合

□ 職場適応援助者助成金

職場適応に課題を抱える障害者に対して、職場適応援助者による支援を実施する場合

□ 重度障害者等通勤対策助成金

障害者の障害特性による通勤の課題を軽減又は解消するため の措置を行う場合

キャリアアップ助成金

有期雇用労働者、短時間労働者、派遣労働者(以下「有期雇用労働者等」)といったいわゆる非正規雇用労働者の企業内のキャリアアップ等を促進するため、正社員化、処遇改善の取組を実施した事業主に対して助成します。

□ 正社員化コース

正規雇用労働者に転換または直接雇用する場合

□ 障害者正社員化コース

障害のある有期雇用労働者等を正規雇用労働者等に転換する 場合

□ 賃金規定等改定コース

有期雇用労働者等の基本給賃金規定等を増額改定し、その規 定を適用した場合

□ 賃金規定等共通化コース

正規雇用労働者と共通の職務等に応じた賃金規定等を新たに 作成し、適用した場合

□ 賞与・退職金制度導入コース

賞与・退職金制度を新たに設け、支給または積立てを実施した 場合

□ 短時間労働者労働時間延長コース

短時間労働者の週所定労働時間を3時間以上延長し、新たに社会保険を適用する場合